

千葉市介護に関する入門的研修運営業務委託に係る企画提案募集要項

1 趣旨

これまで介護との関わりがなかった者等の介護未経験者が、介護に関する基本的な知識や技術を学び、介護業務に対する不安を払拭することにより、介護分野への参入のきっかけを作るとともに多様な人材の参入を促進することを目的とする。

本事業の実施にあたり、民間事業者の豊富なノウハウや経験を活かし、より実効性のあるリーフレットを作成するため、プロポーザル（企画提案）方式による委託事業者の募集を行う。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

千葉市介護に関する入門的研修運営業務委託

(2) 委託内容

仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日～令和8年2月20日

(4) 履行場所

仕様書のとおり

(5) 委託金額

1,370,000円（消費税及び地方税相当額を含む。）を上限とする。

(6) 支払条件

業務完了検査後、一括払い

3 参加資格

プロポーザル（企画提案）に参加を希望する者は、次の要件を満たしていなければならない。

(1) 千葉市委託等入札参加資格者名簿に登載されていること。

(2) 令和2年度から令和6年度までにおいて、介護に関する入門的研修、生活援助従事者研修、介護職員初任者研修または介護福祉士実務者研修のいずれかの履行実績を有すること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しない者

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

イ 当該業務の入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者

オ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

カ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

キ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）又は千葉市建設工

事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を、当該業務の企画提案書の提出期限の日から審査による事業者決定日までの間に受けている者

- (4) 千葉県暴力団排除条例（平成24年千葉県条例第36号）第9条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者ではない者。

4 スケジュール（予定）

ア	募集要項の公表	令和7年6月11日（水）
イ	質問受付期限	6月16日（月）
ウ	質問回答ホームページ掲載	6月18日（水）までの間に随時掲載
エ	参加申込期限	6月23日（月）
オ	参加資格確認結果通知	6月30日（月）
カ	企画提案書の提出期限	7月 8日（火）
キ	選考結果通知	7月下旬
ク	契約締結・事業開始	7月下旬

5 質問書の受付

本企画提案募集では説明会を実施しないため、本募集要項及び仕様書の内容について、不明な点が生じた場合は、下記により質問すること。

(1) 受付期間

令和7年6月11日（水）から令和7年6月16日（月）17時まで

(2) 質問方法

質問書（様式第3号）に記載し、電子メールで送信すること。持参、郵送、電話での質問及び受付期間を過ぎて提出された質問は受け付けない。電子メールの件名は、「千葉県介護に関する入門的研修運営業務委託企画提案質問書（法人名）」とすること。なお、公募に関する必要項目についてのみ質問を受け付けるものとする。

(3) 回答方法

令和7年6月18日（水）までに、本市のホームページにて公開する。なお、回答を公開したことについて本市から質問者宛てに連絡は行わない。

6 参加申込

企画提案に参加を希望する場合は下記のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案参加申込書（様式1）

イ 誓約書兼同意書（様式2）

ウ 同種業務の履行実績を証明する書類（契約書の写し等実績がわかるもの及び仕様書等概要がわかるもの）

(2) 参加申込受付期限

令和7年6月23日（月）17時【厳守】

※受付時間は土日祝を除く平日の9時から17時

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。なお、事故等による未着について、本市では責任を負わない。

※郵送の場合は、上記期限日必着のこと。

(4) 提出先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟9階 介護保険管理課

(5) 参加資格確認結果通知の送付

上記により提出された書類の内容に基づき、参加資格の確認を行い、令和7年6月30日（月）までに参加の可否について、書面による通知を発送する。

7 企画提案書の提出

参加資格確認結果通知により参加可能の通知を受けた者は、下記により企画提案書を提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書表紙（正本のみ）（様式第4号）

イ 企画提案書

(2) 企画提案書の内容

ア 実施方針

イ 事業実績（同種業務の過年度実績等）

ウ 実施計画（契約締結後からアンケート集計まで）

エ 事業内容

- ・研修会場及び講師について（見込みを含む）
- ・具体的な研修日程（予定）
- ・研修科目のうち、「基本的な介護の方法（10時間）」のカリキュラムの内容
- ・就労支援の具体的な実施内容
- ・受講者がより介護分野への就労に興味をもつような効果的な就労支援となるような工夫 等

オ 実施体制

カ 参考見積及び積算内訳書

※積算内訳は、印刷製本費、教材費、会場使用料、人件費（講師）等の内訳及び根拠が確認できるよう、可能な限り詳細かつ明確に記載すること。

(3) 提出部数

正本1部、副本5部作成の上、郵送又は持参にて提出すること。また、副本は企画提案書の内容から社名等が判別・特定できないよう必要な措置を講ずること。

(4) 提出期限

令和7年7月8日（火）17時【厳守】

※受付時間は土日祝を除く平日の9時から17時

(5) 提出方法

持参又は郵送とする。なお、事故等による未着について、本市では責任を負わない。

※郵送の場合は、上記期限日必着のこと。

(6) 提出先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟9階 介護保険管理課

(7) 提出にあたっての留意事項

- ア 提出は、1参加者につき1提案とする。
- イ 構成は、表紙、目次、提案内容（本文）とし、20ページ程度とする。
- ウ フラットファイルやドッチファイル等のファイル等には綴じずに提出すること。
- エ 企画提案書提出後の追加、変更、差替え、再提出は一切認めない。
- オ 本企画提案は、あくまでも委託契約候補者選定の審査材料となるものであり、実際の業務遂行に当たっては、逐次本市と協議して決定することとなるので留意すること。

8 事業者選定について

(1) 事業者の選定方法

事業者の選定は、千葉市介護に関する入門的研修運営業務委託企画提案選定委員会（以下「委員会」という。）において、各企画提案者から提出された企画提案書について、次の（2）審査基準に基づきに書面審査を行い、委員による採点の合計点数が最も高い者を最優秀企画提案者として選定する。

その際、採点合計点数が最も高い者が複数あった場合は、見積額の低い者を最優秀企画提案者とする。なお、見積額も同額であった場合は、委員長の採点が高い方を最優秀企画提案者とし、さらに、委員長の採点も同点であった場合は、抽選の上、最優秀企画提案者を決定する。

また、参加の申込みが1者のみであった場合、採用の可否については、委員会に出席した委員長及び各委員の配点（1人あたり100点）の合計に対して、採点合計が6割を超えるか否かを目安とする。

(2) 審査基準

審査項目	評価する内容	配点 (満点 100 点)
実施方針	業務理解 ・事業受託に対する考え方及び基本方針について、意欲及び妥当性があるか。 ・業務目的に対する理解があるか。	10点
事業実績	実績・ノウハウ 本事業に類する事業実績、成績を有しており、その知識・ノウハウ・経験等を十分に活かすことが期待できるか。	10点
実施計画	スケジュール管理 本業務の全体像を踏まえた提案となっており、業務の確実な実施、運営が見込めるか。	5点
事業内容	会場及び講師 実技の実施や受講者数に応じた会場の確保が期待できるか。	15点
	研修の日程（予定） 「介護に関する入門的研修事業の実施について」（平成30年3月30日社援基発0330第1号（厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）等、関連通知に基づく内容とし、日数等は適切か。	15点

	実技の実施内容 「基本的な介護の方法（10時間）」については、実技を中心とし、介護ベッドや車いす等を使用し受講者が理解しやすい内容となっているか。	15点
	就労支援 ・介護分野への就労につながるような支援内容となっているか。 ・受講者がより介護分野への就労に興味をもつような効果的な就労支援となるような工夫がみられるか。	20点
その他	実施体制 適切な人員配置を行い、円滑に事業を実施できる体制となっているか。	5点
	仕様書との整合性 仕様書の内容を満たした構成となっているか。	5点

(3) 提案の無効に関する事項（不適格事項）

次のいずれかに該当する場合は、無効または失格とする。

- ア 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- イ 委託料が本募集要項2（5）に記載する委託金額を超過した場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載や重要な誤脱があった場合
- エ 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態となった場合
- オ 審査の公平を害する行為等があった場合
- カ その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

(4) 選考結果の通知

- ア 通知日
令和7年7月下旬
- イ 通知方法
企画提案者全員へ結果通知書を郵送するとともに、本市ホームページで公表する。
なお、選考結果に関する異議申立ては一切認めない。

9 契約について

(1) 契約の締結

- ア 審査により選定された最優秀企画提案者を委託契約候補者とし、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意した後に、提案者より改めて見積書を徴し、予算の範囲内で随意契約により契約締結するものとする。
- イ 前項の交渉が不成立の場合には、本市は順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。

(2) 留意事項

- ア 契約にあたっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。
- イ 提案された企画案は、あくまでも委託事業者選定の審査材料となるものであり、実際の業務遂行にあたっては、発注者と協議して決定することとなるので留意すること。
- ウ 契約保証金は要。ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。
- エ 業務の一部について、他者に委託する際は、事前に本市の承諾を受けること。
- オ 委託契約金額の支払いは、業務完了報告書の提出及び完了検査終了後一括払いとする。

(3) 守秘義務

本業務を遂行する上で知り得た情報については、本市の承認を得ることなく第三者に漏らしてはならない。

10 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等、書類一式については、返却しない。
- (3) 応募書類や選考結果は、千葉市情報公開条例（平成12年市条例第52号）の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、委託事業者選定期間中は、同条例第7条第1項第6号の規定に基づき、開示の対象としない。

11 問合せ先

千葉市保健福祉局高齢障害部介護保険管理課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号（千葉市役所高層棟9階）

電話 043(245)5206

Eメール kaigohokenkanri.HWS@city.chiba.lg.jp

担当：企画班